

伊万里市条例第20号

伊万里市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

伊万里市子どもの医療費の助成に関する条例（昭和48年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「、当該指定保険医療機関等が保険者に請求する診療報酬明細書ごとに、それぞれ1月につき、次の各号に掲げる対象者の区分に応じ」を削り、「当該各号に定める額」を「助成すべき額」に改め、同項各号を削り、同条第3項を削り、同条第4項中「、前項に定めるもののほか」を削り、同項を同条第3項とし、同条第5項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第4項とする。

第8条及び第9条第2項中「又は第4項」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の伊万里市子どもの医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。